

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号） 【概 要】

1 改正の理由

国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、地方公務員法第 24 条第 3 項の規定に基づき、国との均衡の原則を考慮するとともに退職手当制度の趣旨を踏まえ、職員  
の退職手当について、国家公務員に準じた支給水準引き下げの措置を講じる必要  
があり、併せて退職手当部門の負担金のうち給付費負担金の引き下げ、特別負担金  
について見直しのため、所要の改正を行ったものである。

また、福利厚生部門の生活資金の貸付けについて、貸付事由の見直し及び住宅貸  
付の利息の引き下げを行うことにより、組合員が、貸付をより利用しやすくするた  
め、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 第 1 条関係

(ア) 福利厚生部門の貸付事由見直し及び住宅貸付の貸付利息の引き下げを行っ  
た。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員及び被扶養者の結婚、出産及び入院</li> <li>・組合員の通勤用自動車の購入</li> <li>・組合員の住居の新築、増改築、若しくは購入又は住宅の敷地の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚、出産、葬祭、介護及び医療</li> <li>・自家用自動車の購入</li> <li>・組合員の住居の新築、増改築、修繕若しくは購入又は住宅の敷地の購入</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅貸付 1.96%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅貸付 1.20%</li> </ul>

(イ) 退職手当部門の給付費負担金を引き下げた。

改正前	改正後
給料月額総額の総額に 208/1,000 を乗じた額	給料月額総額の総額に 178/1,000 を乗じた額 (経過措置)
	平成 25 年度 198/1,000
	平成 26 年度 188/1,000

(ウ) 退職手当部門の特別負担金から以下の項目を除外した。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業者の退職手当額（条例第 171 条第 3 項第 6 号）</li> <li>・退職前特別昇給（定期昇給を超える部分）による退職手当額の増額分（同項第 7 号～第 9 号）</li> </ul>
--

(エ) 退職手当部門の長期勤続者に対する退職手当の基本額の算定において用いられている調整率を段階的に引き下げ、長期勤続者等以外にも適用することとした。

改正前	改正後
長期勤続者等の退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額に104/100を乗じて得た額	退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額に87/100を乗じて得た額 (経過措置) 平成25年度 98/100 平成26年度 92/100

(2) 第2条関係

退職手当部門の退職手当保障額の算定において調整率相当を乗じることとした。

改正前	改正後
平成18年3月31日に同じ退職事由で退職したとして計算した保障額が退職手当を上回る時は保障額を支給	平成18年3月31日に同じ退職事由で退職したとして計算した退職手当額に87/100（長期勤続者等は、87/104）を乗じて得た保障額が退職手当を上回る時は保障額を支給 (経過措置) 平成25年度 98/100 及び 98/104 平成26年度 92/100 及び 92/104

3 施行日

平成25年4月1日から施行する。